

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

事業名 都市計画基本方針策定事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111(内4718)

E-mail : c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,473千円 (前年度予算額： 11,011千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	11,011	0	0	0	0	0	0	0
要求額	7,473	0	0	0	0	0	0	7,473
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

岐阜県のまちづくりを進めていくためには、県全体の都市の現状や社会課題を分析したうえで、岐阜県としての都市計画の基本方針(広域的な県の方針)を定め、その方針のもと、それぞれの都市計画を検討する必要がある。

現在は、平成19年3月に策定した「岐阜県都市政策に関する基本方針」により、都市計画の基本方針を示しているが、当該方針は概ね20年後の都市の姿を展望して策定されたものであるため、近年の社会情勢の変化などを踏まえ、新たな方針の策定が必要となる。

一方、都市計画区域(県内27区域)の都市計画の方針となる都市計画区域マスタープラン(都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」)をいう。)については、令和12年度の改定に向け令和9年度から改定作業を進める必要がある。

このため、令和7年度に作成する骨子案をもとに次期都市計画区域マスタープランの改定の前提となる都市計画基本方針を令和8年度に改定する。

(2) 事業内容

○基本調査(データ整理・分析)と都市計画基本方針の検討(令和7年度)

- ・岐阜県の現状や社会課題の分析
- ・岐阜県の目指すべき都市像の検討
- ・府内協議、市町村との意見交換等
- ・有識者への意見聴取

○都市計画基本方針の決定(令和8年度)

- ・都市計画区域マスタープラン集約化の検討
- ・都市計画基本方針案の作成
- ・府内協議、市町村との意見交換等
- ・有識者への意見聴取

(3) 県負担・補助率の考え方

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第15条第1項第1号により県が都市計画決定を行うものであり、都市計画基本方針は、都市計画区域マスタープランの根幹となるものであるため、県負担が適当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	168	有識者の報償費
旅費	74	有識者の費用弁償、業務旅費
需用費	53	消耗品費、会議費
役務費	5	通信運搬費
委託料	7,148	都市計画基本方針策定業務委託費
その他	25	会場借上費
合計	7,473	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

都市計画基本方針は都市計画区域マスタープランの根幹となる方針であり、上位計画である国土利用計画（岐阜県計画）や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略などとの整合性を図りつつ策定を行う。また、各市町村の都市計画の方針である都市計画マスタープランは都市計画区域マスタープランに即したものとしなければならない。

(2) 国・他県の状況

静岡県：「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」に基づき都市計画区域マスタープランを改定

愛知県：「愛知の都市づくりビジョン」に基づき都市計画区域マスタープランを改定

三重県：「三重県都市計画基本方針」に基づき都市計画区域マスタープランを改定

(3) 後年度の財政負担

令和7～8年度で都市計画基本方針の策定を行い、令和9～12年度で都市計画区域マスタープランの改定を行うため、継続的に事業費を要する。

また、市街化区域の規模や都市施設等の整備目標は概ね10年後を目標とすることから、10年毎に都市計画区域マスタープランの改定が必要となる。

(4) 事業主体及びその妥当性

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第15条第1項第1号により県が都市計画決定を行うものであり、都市計画基本方針は、都市計画区域マスタープランの根幹となるものであるため、県主体で進めることが妥当である。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和8年度に広域的な県の方針として県都市計画基本方針を策定し、その方針に基づき令和12年度に27都市計画区域の都市計画区域マスタープランを改定する。

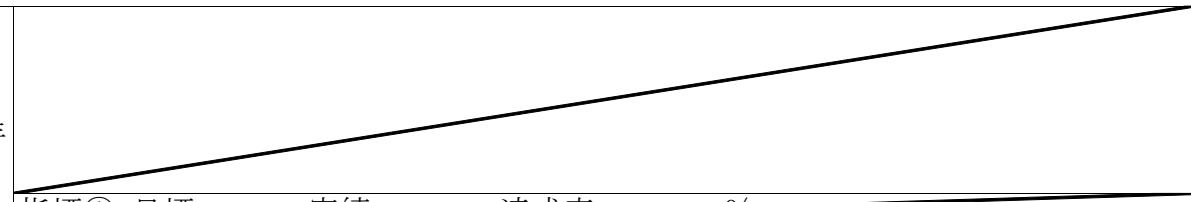
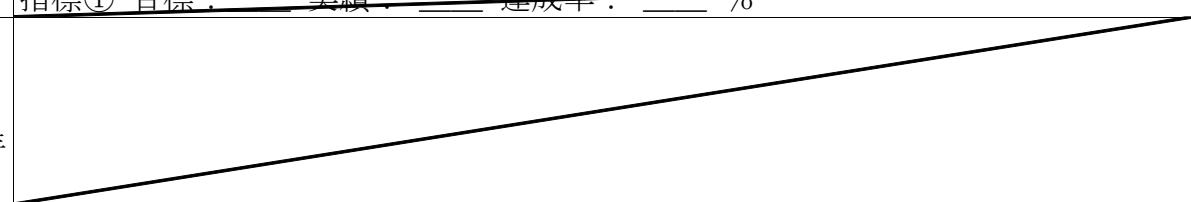
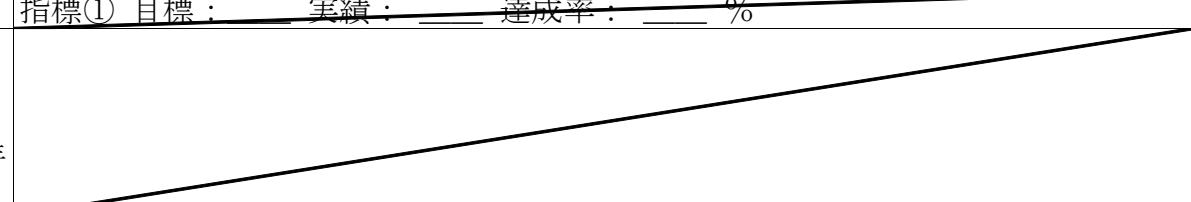
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 ()	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 ()	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

事業目標が都市計画区域マスタープランの改定であるため、指標によって達成度を評価することが困難。

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和6年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	都市計画区域マスタープランは都市計画法第6条の2に基づく法定計画であり、都市計画区域マスタープラン改定のためには、県全体の現状や社会課題を分析したうえで都市計画の基本方針を定める必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	都市計画運用指針（国土交通省）では、広域的な県の方針を策定したうえで、それを踏まえて都市計画区域マスタープランを策定することが示されており、広域的な県の方針を策定することは有効である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	都市計画基本方針改定の過程で、都市計画区域マスタープランの集約化についても検討を行う。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

現在の都市計画区域マスタープランを令和12年度に改定する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

令和7年度に作成する骨子案を踏まえて、令和8年度に都市計画基本方針を改定する。

また、令和9～12年度は、都市計画区域マスタープラン改定に向けて、都市計画基本方針を踏まえ、原案の作成、市町や国関係機関等との協議等を進め、都市計画区域マスタープランの都市計画決定を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	